

沓見小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針—

I いじめの防止等の対策に関する基本理念

- この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。
- この方針は、「子どもの権利・人権が保障され、意識としてもそれが定着する学校づくり」に向けた指針とし、全教職員が共通理解、共通実践のもと、人権意識を高めるものとする。
- この方針は、完成したものではなく、常に点検評価を実施し、子どもの視点に立って改善に努めるものである。

- (1) 本校は、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重し合う学校の実現のため、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、児童に対して、いじめが人間としての尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないと強い認識を持たせることに努める。
- (3) 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」という認識をすべての教職員が共有し、一人で抱え込まない体質をつくる。**いじめが生じた際には、全教職員が毅然とした姿勢で対応し被害者を徹底的に守り抜く。**
- いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対にゆるさない」という学校風土が人権意識を育てる。
- いじめは、すべての児童・学級・学校に起こり得る問題である。
- いじめを傍観することもいじめ行為と同様に許されない。
- いじめは、その実態が見えにくく、様態も様々である。
- いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい。

- いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- いじめられている児童を絶対に守り通す覚悟を持つ。
- いじめる児童に対して、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- いじめ解消後も、注視と保護者との情報交換が必要である。
- いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育のあり方と大きな関わりを有している。
- いじめに関して、保護者との信頼関係づくりや地域や関係機関との連携に努める。

2 いじめの定義と判断

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<様態>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

※「いじめ」に該当するか否かの判断については、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して行う。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

①評価して伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、適切に評価しながら伸ばす教育を進めることにより、自己肯定感を高め、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合える関係性を育む。

②人権教育の推進

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事の実践にあたり人権教育の視点を位置づけ、自他を大切にしていくこうとする態度を培う。

③体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心情を育む。

④道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」の授業を中心据えて、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、互いを尊重する態度や感謝しながら生きる姿を励ます。

(2) 学校評価への位置づけ

①「学校いじめ防止基本方針」の周知

児童及び保護者等が理解を深める機会（全校集会、保護者懇談会等での説明）の設定、学校ホームページ等を通じた地域への公開を行う。

②「誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり」の推進

- ・学校経営方針への明確な位置づけを行う。

③全ての児童を対象とした発達支持的生徒指導の推進

- ・児童会による児童の自治的活動を推進する。
- ・教職員が、立場の弱い子や困っている子に対応する模範を示しつつ、児童間で問題を解決しようとする支え合い活動を推進する。

④いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価

年に2回（7月、12月）、保護者へのアンケートを年に2回（9月、2月）実施する。その結果を学校評議員会で報告し、意見を聴取することで、いじめに関する取組の検証を行う。

○いじめを許さない環境づくり

- ・学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の存在が周知されている。
- ・年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている。

○早期発見・事案対処の手立て

- ・定期的または必要に応じたアンケートを実施している。
- ・個人懇談や保護者面談を実施している。
- ・いじめの事案対処が適切に行われている。

(3) いじめの未然防止

①授業改善

積極的な授業研究や授業公開を通して、楽しい授業、わかる授業、学び合う授業をめざし、児童の自己有用感を高める。

②いじめの起きない学校風土づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」と児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」を進める。

③評価アンケートを活用した集団づくり

学期の終わりに「取組評価アンケート」を行い、学級や学校の状況を把握し、P D C Aサイクルを活用して取組の改善を図る。

④S N S利用に関する指導

S N Sを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラル教育を実践し、インターネットや通信型ゲーム機等の正しい利用について指導する。保護者に対しても家庭でのルールづくりの啓発を行い、学校と連携した指導の協力体制を築いていく。

⑤特に配慮が必要な児童への対応について

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害を有する児童
- ・海外から帰国した児童や外国人児童、保護者が外国人であるなど、言語支援や家庭生活の配慮を要する児童
- ・性同一性障害や多様な性的指向・性自認の結果、不適応に至る児童
- ・東日本大震災や能登半島地震により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童およびコロナウイルスの感染に関する差別等を受ける児童

⑥相談しやすい窓口の設置と周知

○相談先の情報提供

- ・児童が、いつでも誰にでも相談できる体制を構築する。
- ・電話や S N S 等により相談できる窓口の周知方法を工夫する。

○児童の心の状態を把握するための工夫

- ・健康観察と同様に、日々の心の状態を把握する方法の検討を行う。
- ・情報共有の在り方や、専門家との連携方法の確認を行う。

(4) いじめの早期発見

①積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するように努める。

- ・登校時刻、登校時の服装や表情
- ・授業中の姿勢や服装、表情、持ち物
- ・休み時間の過ごし方
- ・給食の食べる量やかかる時間、表情
- ・下校後の机の中や下足箱
- ・職員会議や終礼の場で児童に関する情報交換を行い、共有化を図る。

②ともだちアンケートの活用

「ともだちアンケート」を毎月行い、児童間に起こっているいじめ等のトラブルを把握し、問題の早期発見・早期解決を行う。また、連絡帳や日記も日々点検する。

③生活アンケートの実施

毎月、生活アンケートによるいじめの実態調査を行い、いじめ等の早期発見に努める。

④教育相談体制の充実

生活アンケートに基づいて全児童対象に学級担任による個別面談を行う。学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。「SOS の出し方教育」等を通じて、児童が「弱音を吐いても大丈夫」と思える学校・学級での雰囲気づくりを行う。

電話や SNS 等により相談できる窓口について、ホームページや C4th 等で知らせる。

⑤保護者に対するいじめ調査の実施

アンケート調査や聞き取り調査を実施することにより、いじめ等の早期発見に努める。また、連絡帳や電話・家庭訪問を通して、保護者との情報交換を密にする。

⑥地域との連携

地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(5) いじめの事案対処

①いじめ対応の組織化

○「学校いじめ防止基本方針」の共有と恒常的見直し

- ・基本理念に、「被害者を最優先かつ徹底的に守り抜く」学校の立ち位置を明記する。
- ・各組織におけるメンバー構成および役割の明確化と、いじめ対策委員会を確実に開催する。

○いじめの早期発見と即時対応

- ・いじめと認知した事案について、全教職員が情報共有し、全教職員で観察・対応する。
- ・「いじめ対応サポート班」の機動的な対応により、被害者の安心・安全を最優先で確保する。

○組織対応力の強化

- ・各種調査・対応記録等の共有し、5年間保存する。
- ・議事録の作成・共有を行い、5年間保存する。

②いじめを受けた児童への支援

<精神的ケアの実施>

○児童の状況に応じた精神的ケアの実施

- ・スクール・カウンセラーによるアセスメント(心理状態の観察、その結果の分析等)とカウンセリングの機会を提供する。
- ・安心・安全を感じられる環境の保障
- ・心の回復の段階に合わせた支援を実施(必要に応じた医療機関との連携)する。

○家族が相談可能な窓口の提供

- ・スクール・カウンセラーや敦賀市ハートフル・スクールの専任カウンセラーによる相談機会を提供する。

<学習権の保障>

- 児童の状況に応じた学習体制の整備
 - ・タブレット端末を活用したオンライン授業や学習アプリによる学習機会を提供する。
 - ・安心・安全を感じられる環境下での学習支援をする。

③いじめを行った児童への対応

- いじめを行った児童に対する個別指導・支援
 - ・事案に関する事実確認を徹底する。
 - ・教員、スクール・カウンセラーによる継続的な面談を実施する。
 - ・保護者との面談を実施する等、家庭との連携を強化する。
 - ・個や事案に応じた育成プランによる支援を継続的に実施する。
 - ・法第23条に基づく措置の実施、状況に応じて、法第25条の適用、第26条の要請を検討する。

④専門職・外部有識者との連携

- 「いじめ対策委員会」及び「いじめ対応サポート班」の実効性向上
 - ・スクール・カウンセラーを交えた「いじめ対策委員会」を実施する。
- 外部機関との連携強化
 - ・医療・福祉等の外部機関を交えた「ケース会議」を実施する。

⑤研修・いじめ予防授業の定期的実施

- 教職員の指導力向上を目的とする研修の実施
 - ・「先生のためのワークブック」等を活用し、いじめに対する理解を深め、対応力を強化することを目的とした研修を実施する。
- 全ての児童を対象とした課題予防的生徒指導の推進
 - ・いじめの被害者、加害者、観衆、傍観者という構図からの脱却を図る授業を実施する。
 - ・道徳・人権教育を推進する。
 - ・SOSの出し方に関する教育を実施する。
 - ・外部専門家によるいじめ予防授業を検討する。

⑥保護者との連携

被害児童および加害児童の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と指導についての協力を得る。

⑦関係機関との連携

必要に応じて、スクールサポートチームや敦賀市少年愛護センター、敦賀市児童相談所、敦賀市ハートフルスクール、敦賀警察署等の外部機関と連携をとりながら、早期解決、精神的ケアの実施など最善の方略を講じる。

⑧いじめ重大事態発生時の対応

チェックリスト（後掲資料）をもとに、平時からの備えを見直し、全職員で速やかに対

応にあたる。

(6) いじめの解消について

いじめの解消については、安易に考えることはせず、以下の点に気を付けて慎重に判断する。

- ①いじめが解消されるまでは被害者児童を徹底的に守り、「いじめ対応サポート班」において、被害児童への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。
- ②被害者に対するいじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月以上）継続していることを確認する。
- ③被害者児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者との面談で確認する。
- ④いじめが解消している状態になっても、いじめが再発する可能性があることを十分踏まえ、加害・被害児童を日常的に注意深く観察する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

※チェックリスト（後掲資料）を用いる。

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、次の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を敦賀市教育委員会に速やかに報告する。
- 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、敦賀市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、定期的に開催する。

＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者

＜活動＞・いじめ問題対応の年間計画の作成

- ・いじめの現状把握と指導方針・対策の決定
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

＜構成員＞ 生徒指導主事、教務主任、担任、教育相談担当者

＜活動＞ ・当該いじめ事案の対応方針の決定

・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	<input type="checkbox"/>
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	<input type="checkbox"/>
【公立学校の場合】	
職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告

チェックポイント	チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告		
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長	<input type="checkbox"/>	
報告	□	
学校名	□	
対象児童生徒の氏名、学年等	□	

内容	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること その他（）	<input type="checkbox"/>	
	教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。	<input type="checkbox"/>	
	文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。	<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		<input type="checkbox"/>	

◆報道等への対応

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備

チェックポイント		チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。		<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。		<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。		<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。		<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。		<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

チェックポイント		チェック
①重大事態の別・根拠		
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて		<input type="checkbox"/>

いる疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>

調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
(7)調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができるることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

チェックポイント	チック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	<input type="checkbox"/>	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

チェックポイント	チック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

●関係児童生徒・保護者に対する説明等

チェックポイント	チック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	

調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		<input type="checkbox"/>	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>	
	調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	<input type="checkbox"/>	
	調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
	文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。	<input type="checkbox"/>	

●調査の実施

◆調査全体の流れ

チェックポイント		チェック	日付
確認した事項	調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。	<input type="checkbox"/>	
	学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	<input type="checkbox"/>	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
	対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。	<input type="checkbox"/>	
実施した事項	対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。	<input type="checkbox"/>	
実施した事項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
	事実関係を整理した。	<input type="checkbox"/>	
	整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。	<input type="checkbox"/>	
	報告書の作成、取りまとめをした。	<input type="checkbox"/>	

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。	<input type="checkbox"/>
※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	<input type="checkbox"/>

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>

対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

●地方公共団体の長等への報告及び公表

チェックポイント	チック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	

(3) 組織図 【様式2】

5 いじめ対策の年間計画 【様式3】